



# 1 趣 旨

障害のある児童生徒については、その障害の状態や発達段階、特性等に  
応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要  
な力を培うことが重要です。

このため、現在、我が国においては、個々の児童生徒の障害の状態に応  
じて、盲・聾・養護学校又は、小・中学校の特殊学級あるいは通級による  
指導において、適切な施設・設備を整えた上で、手厚い教員配置の下、障  
害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立し、社会参加するための教育  
が実施されています。<sup>\*</sup>

障害の程度が比較的軽く、通常の学級の中で教育が受けられる児童生徒  
は、平成5年の「通級による指導」の制度化以前においては、通常の学級  
で留意して指導するものとされてきました。しかし、このような場合、さ  
らにその障害の状態の改善・克服に役立つ指導が行われるならば、よりよ  
い状態にすることも可能になる場合があります。このことによって、障害  
の状態に応じたきめの細かい対応ができるようになります。「通級による  
指導」は、このような意義をもった特別支援教育の指導形態です。

「通級による指導」は、障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に、  
個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、弾力的に提供する教育で  
す。この指導は週に数単位時間程度の指導ですから、教科の学習等大半の  
授業は、通常の学級で行われます。「通級による指導」は、障害の状態を  
改善・克服するための指導が児童生徒のニーズに応じて受けられる上に、  
通常の学級における授業においてもその指導の効果が発揮されることにつ  
ながることになり、その効果が大きい期待されるものです。

ここで、留意すべきことは、特殊学級との関係です。特殊学級に在籍す

る児童生徒が、一部教科の指導や学級活動などに通常の学級の児童生徒とともに参加している場合があります。

これは、「交流及び共同学習」と位置づけられる活動であり、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流及び共同学習」は、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動です。

ただし、この場合においても、特殊学級に在籍する児童生徒は、特殊学級における教育を中心として受けることを前提にしており、必要に応じ、「交流及び共同学習」を実施するものです。

そのため、通常の学級に在籍している比較的障害の程度が軽い児童生徒を対象として、その障害の状態に応じ、週に数回程度特別の指導を実施する通級による指導とは異なるものといえます。

※ 本項を含め、以下、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程を、「小・中学校」として示すこととします。

また、平成18年6月21日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」により、平成19年4月以降、「盲・聾・養護学校」は「特別支援学校」に、「特殊学級」は「特別支援学級」となります。

## 2 これまでの経緯

### (1) 「通級による指導」の創設について

通常の学級で教科等の大半の教育を受け、その障害に応じて特別の指導を受ける「通級による指導」と同様の教育方法は、平成5年の制度化以前にも、言語障害の場合にみられていたようです。この場合は、言語障害の特殊学級に在籍して指導を受ける形でしたが、この障害の特質から、一般の教科等の授業を通常の学級で受けることは必ずしも不可能ではなく、このことから「通級による指導」の制度化の要望が高まった経緯があります。

文部省(当時)では、平成2年6月に通級学級に関する調査研究協力者会議を設置して、通級による指導を実施する場合の具体的な課題等について検討を行い、平成4年3月30日に同協力者会議の「審議のまとめ」を発表しました。

この提言を受け、文部省では、通級による指導を受ける場合の教育課程の取扱いについて明確化するため、学校教

通級による指導を受けている児童生徒数の推移  
(各年度5月1日現在)

	小	中	計
	人	人	人
平成5年度	11,963	296	12,259
6	13,628	441	14,069
7	16,207	493	16,700
8	19,424	582	20,006
9	22,272	656	22,928
10	23,629	713	24,342
11	25,214	708	25,922
12	26,718	829	27,547
13	28,631	884	29,565
14	30,838	929	31,767
15	32,722	930	33,652
16	34,717	1,040	35,757
17	37,134	1,604	38,738
18	39,783	1,684	41,467



# 1 指導内容・方法

## 通級による指導の位置づけ



通級による指導は、教育課程上どのように位置づけられているのでしょうか。

**A** 通級による指導は、学校教育法施行規則第73条の21及び第73条の22に基づき、小・中学校において、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障害の改善・克服に必要な特別の指導を「通級指導教室」といった特別の指導の場で受ける教育の形態です。

具体的には、言語障害等の一定の障害で軽度の障害のある児童生徒については、特別の教育課程を編成することができるということです。それによって週1から8単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害については月1単位時間から可能）の自立活動を中心とした指導と、必要に応じて各教科の補充指導が可能になります。また、他の学校に通ってこの指導を受ける場合は、在籍校の校長がその授業を自校の授業とみなすことができることとされています。

## Q2

通級による指導における「特別の教育課程」の内容について教えてください。

**A** 通級による指導における「特別の教育課程」については、平成5年に定められた告示において示されています（第1章3の(2)「指導内容・指導時間について」参照）。

この告示においては、通級による指導における「特別の教育課程」を小・中学校の通常の教育課程に加え、又は振り替えて実施することが出来る旨を定め、この「特別の教育課程」において行う特別の指導は次の二つであるとしています。

一つが、障害の状態に応じ、障害の状態の改善・克服を目的とする指導、すなわち盲・聾・養護学校における自立活動に相当する内容を有する指導です。指導に当たっては、盲学校・聾学校及び養護学校小・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考に学習活動を行うこととなります。

もう一つが、障害に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導です。通級による指導においては、自立活動に相当する内容の指導を行うことが基本となり、特に必要がある場合に各教科の内容を補充するための指導を実施することとなります。

また、この告示においては、通級による指導を行う際の授業時間数についても定めています。通級による指導の授業時間数については、障害の状態の改善・克服を目的とする指導及び各教科の補充指導を合わせて、年間35単位時間から280単位時間（週当たり1単位時間から8単位時間相当）を標準としています（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒は年間10単位時間から280単位時間）。

**Q3**

対象となる児童生徒について教えてください。

**A** 通級による指導の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（以下「LD」といいます。）、注意欠陥多動性障害（以下「ADHD」といいます。）、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒です。

なお、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、これらの障害の状態の改善又は克服を目的とする指導が必要とされる児童生徒が対象となりますので、特殊学級あるいは盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒は通級による指導の対象とはなりません。（学校教育法施行規則第73条の21、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け文科初第291号）及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付け文科初第1178号）参照）

**Q4**

通級による指導の対象となる児童生徒がいる場合、どのようなスペースを利用すればよいのでしょうか。

**A** 通級による指導は、学校内に通級による指導のための専用のスペースを設けて指導を行う場合もあれば、そのようなスペースが無くとも、空き教室、図書室、特殊学級等の既存のスペースを活用して指導を行う場合もあります。

以下、通級による指導を行う場として「通級指導教室」という名称を使いますが、これは、専用のスペースを設けて指導を行うようなケースだけでなく、その他の既存のスペースを活用して柔軟に指導を行うケースをも意味します。通級による指導の対象となる児童生徒がいる場合には、児童生徒の障害の状態に応じ、各地域や学校において様々な工夫を行って「通